

令和元年9月市議会 環境経済委員会資料

第117号議案 長崎市博物館条例の一部を改正する条例

目次

ページ

1. 長崎市博物館条例 新旧対照表	1
-------------------	---

文化観光部

令和元年9月



1 長崎市博物館条例 新旧対照表

現行	改正案（傍線の部分は改正部分）														
<p>○長崎市博物館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年8月1日 条例第38号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、市民の教育の振興並びに学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設ける。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 735 1108 906"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シーボルト記念館</td> <td>長崎市鳴滝2丁目7番40号</td> </tr> <tr> <td>サント・ドミンゴ教会跡資料館</td> <td>長崎市勝山町30番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（資料の出品等）</p> <p>第3条 シーボルト記念館及びサント・ドミンゴ教会跡資料館（以下「博物館」という。）は、資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">〔中 略〕</p>	名称	位置	シーボルト記念館	長崎市鳴滝2丁目7番40号	サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市勝山町30番地1	<p>○長崎市博物館条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年8月1日 条例第38号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 本市は、市民の教育の振興並びに学術及び文化の発展に寄与するため、博物館を設ける。</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1153 735 2072 975"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シーボルト記念館</td> <td>長崎市鳴滝2丁目7番40号</td> </tr> <tr> <td>サント・ドミンゴ教会跡資料館</td> <td>長崎市勝山町30番地1</td> </tr> <tr> <td><u>長崎（小島）養生所跡資料館</u></td> <td><u>長崎市西小島1丁目8番15号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（資料の出品等）</p> <p>第3条 シーボルト記念館、<u>サント・ドミンゴ教会跡資料館及び長崎（小島）養生所跡資料館</u>（以下「博物館」という。）は、資料の出品、寄贈又は寄託を受けることができる。</p> <p style="text-align: center;">〔中 略〕</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和2年4月6日から施行する。</u></p>	名称	位置	シーボルト記念館	長崎市鳴滝2丁目7番40号	サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市勝山町30番地1	<u>長崎（小島）養生所跡資料館</u>	<u>長崎市西小島1丁目8番15号</u>
名称	位置														
シーボルト記念館	長崎市鳴滝2丁目7番40号														
サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市勝山町30番地1														
名称	位置														
シーボルト記念館	長崎市鳴滝2丁目7番40号														
サント・ドミンゴ教会跡資料館	長崎市勝山町30番地1														
<u>長崎（小島）養生所跡資料館</u>	<u>長崎市西小島1丁目8番15号</u>														